別表Ⅱ区分０８７に次のように加える。

(6) 疼痛除去用（16極以上用）充電式・体位変換対応型	1,980,000円

別表Ⅱ区分１１１を次のように改める。

111　埋込型輸液ポンプ用髄腔カテーテル	
(1)　標準型	69,100円
(2)　強化型	85,000円

別表Ⅱ区分１１４(2)に次のように加える。

⑥　温度センサー付き	88,000円

別表Ⅱ区分１５７中「胃十二指腸用ステントセット」を「消化管用ステントセット」に改める。

別表Ⅱに次のように加える。

169　血管造影用圧センサー付ガイドワイヤー	171,000円

○厚生労働省告示第四百八十号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十八日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第三に次の二号を加える。

三十八　ＮＫＴ細胞を用いた免疫療法　肺がん（小細胞肺がんを除き、切除が困難な進行性のもの又は術後に再発したものであって、化学療法が行われたものに限る。）

三十九　ペメトレキセド静脈内投与及びシスプラチン静脈内投与の併用療法　肺がん（扁平上皮肺がん及び小細胞肺がんを除き、病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。）

○厚生労働省告示第四百八十一号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）附則第二条第一項の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律附則第二条第一項の規定に基づく計画（平成二十三年厚生労働省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二十八日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第３部の１の(2)中「推進し」を「推進するとともに、東日本大震災や急激な円高の進行による影響も懸念されることから」に、「167,000人（全体の98.5パーセント）」を「183,000人（全体の98.6パーセント）」に改める。

第３部の３の(1)中「中で」の下に「、東日本大震災や急激な円高の進行による影響も懸念されることから」を加え、同(1)中「126,000人」を「150,000人」に、「157,500人を目標」を「187,500人を上限」に、「基礎コース（31,500人）」を「基礎コース（37,500人）」に、「実践コース（126,000人）」を「実践コース（150,000人）」に、「26,250人」を「31,500人」に、「10,000人」を「12,000人」に、「20,000人」を「24,000人」に、「69,750人」を「82,500人」に改める。

○厚生労働省告示第四百八十二号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号トの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十八日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第十第一号中「及びアドレナリン製剤」を「、アドレナリン製剤及びヘパリンカルシウム製剤」に改める。

○厚生労働省告示第四百八十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十八日　厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第九中「アドレナリン製剤」を「アドレナリン製剤　ヘパリンカルシウム製剤」に改める。

○厚生労働省告示第四百八十四号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第九十五条の六の規定に基づき、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成十八年厚生労働省告示第二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二十八日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一条の表八十の項から百二十二の項までを削り、同表に次のように加える。

百三十七	アクリル酸メチル	○・一パーセント未満	
百三十八	アセチルサリチル酸（別名アスピリン）	○・一パーセント未満	
百三十九	イソシアン酸メチル	○・一パーセント未満	
百四十	エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）	○・一パーセント未満	
百四十一	エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）	○・一パーセント未満	
百四十二	塩化ホスホリル	一パーセント未満	
百四十三	クロロエタン（別名塩化エチル）	○・一パーセント未満	
百四十四	二―クロロフェノール	○・一パーセント未満	
百四十五	酢酸イソプロピル	一パーセント未満	
百四十六	臭素	一パーセント未満	
百四十七	二硝酸プロピレン	一パーセント未満	
百四十八	ピリジン	○・一パーセント未満	
百四十九	フルオロ酢酸ナトリウム	一パーセント未満	
百五十	メタクリル酸	一パーセント未満	
百五十一	メタクリル酸メチル	○・一パーセント未満	

第二条の表平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間	前条の表の中欄に掲げる物（百三十七の項から百五十一の項までのものに限る。）	平成二十五年一月一日から同年三月三十一日までの間